

## 2. これまでの調査・検討経緯について

### 2-1. 釧路湿原環境教育について

|      |
|------|
| 取組内容 |
|------|

取り組む内容は、次の2つの事項とする。

「釧路湿原環境教育ガイド（児童生徒用）」と「指導資料（教師用）」の作成  
地域リーダーのネットワーク化と育成方針の作成

(1) 「釧路湿原環境教育ガイド（児童生徒用）」と「指導資料（教師用）」の作成  
釧路湿原環境教育ガイド（児童生徒用）

ア 作成目的

流域の小中学校の「総合的な学習の時間」の学習テキスト用として作成する。

イ 作成するガイド

- a 小学校3, 4年用環境教育ガイド
- b 小学校5, 6年用環境教育ガイド
- c 中学校環境教育ガイド

ウ 内容構成

「総合的な学習の時間」のねらいに基づき学習活動を進めることができるように、次のことに留意して内容を構成する。

体験活動の前段階として湿原に関心をもったり、自分の課題をもつことができるような基礎的な情報提供

(例)・湿原の生い立ち ・湿原の自然 ・湿原の特徴 ・湿原と人とのかわり ・湿原の保全 など

自然との触れ合いや調査・観察などの体験活動の方法、話し合いの方法、発表の方法など、学び方を育てるための自主学習の手引き

調査するために必要な情報提供（関連施設、関係図書、専門家、NPO など）

湿原保全のための情報提供

・取り組んでいる事例 ・取り組んでいる関連機関や施設、団体 など

指導資料（教師用）

ア 作成目的

上記の環境教育ガイドを使用して指導する際、教師の参考資料として作成する。

イ 作成する指導資料

- a 「小学校3, 4年用環境教育ガイド」用の指導資料
- b 「小学校5, 6年用環境教育ガイド」用の指導資料
- c 「中学校環境教育ガイド」用の指導資料

ウ 内容構成

「総合的な学習の時間」で指導するに当たって （各ガイド共通）

詳しい湿原情報

( 湿原の生い立ち、湿原の自然、湿原の特徴、  
湿原と人とのかかわり、湿原の保全など )

( 各ガイド共通 )

「環境教育ガイド」の活用方法

( 各ガイドごと )

各ページの解説

( 各ガイドごと )

\* 分冊か合本か

( 2 ) 地域リーダーのネットワーク化と育成方針の作成

地域リーダーのネットワークの構築

ア ネットワーク化の基本方針

イ ネットワークの活用方法

ウ 関係者一覧の作成

地域の専門家、環境教育活動サークル、自然観察団体、NPO、団体など

地域リーダーの育成

ア 地域リーダーの育成方針

イ 育成の組織づくり ( 組織の母胎、関係機関・団体、会議等 )

ウ 育成の方法

a 小、中学生向け

・ 育成のためのカリキュラム開発

・ 湿原学習会の開催

・ クラブの結成 ( 湿原クラブ、子どもレンジャー等 )

運営母胎、入会方法、活動内容

・ ジュニア・ガイド制度 など

運営母胎、認定カリキュラムと講義、認定資格、認定の授与、ジュニア

・ ガイドの活動

b 高校、大学生向け

・ 講座の内容と開催

・ 高校、大学との連携 ( 教育課程、講義内容など )

・ サークル、部活と地域リーダーとの関係

< 釧路湿原環境教育ガイド作成構想 >

|           | 小学校 中学年  | 小学校 高学年  | 中学校   |
|-----------|--|--|---|
|           | 湿原を好きになる<br>湿原全体図または写真(共通)見開き  | 湿原を調べる、考える   | 湿原を考える、行動する(発信する)   |
| 問題意識をもたせる | <これはな～んだ? ><br>湿原の生き物や風景<br>ヤチボウズ ザリガニのアップ 湧き水 キタサンショウウオの卵 ホタルの飛び風景 タンチョウのひな<br><まだまだあるの? 湿原のひみつ ><br>前ページと関連のある写真<br>四季やチボウズの変化 ホタルを呼び戻す運動の新聞記事<br>湿原に関わる活動の紹介<br>ネイチャーガイドの解説を聞く人々 カヌーからみる釧路湿原<br>課題つくりのヒントになるキャラクターの吹き出し | <釧路湿原はどこ? ><br>釧路湿原の概要(位置、河川流域、成り立ち、動植物など)<br>釧路湿原の役割(住居、保水、飲料水など)<br><釧路湿原に行ってみよう ><br>湿原展望台、細岡展望台、温根内ビジターセンター<br>体験活動、施設利用 | <釧路湿原のことをよく知ろう ><br>釧路湿原のことで知っていることを書いてみよう!<br>釧路湿原の概要(地図上河川流域での位置、現在までの歴史<br>史的な成り立ち、現在の状況 等)<br><釧路湿原の環境問題を考えてみよう ><br>釧路湿原の面積の変化(減少の推移)<br>野生植物、動物の生態の状況<br>釧路川流域における環境汚染の状況<br>湿原の環境保全に関しての地域住民の意識の実態<br>地球規模の環境破壊の問題(温暖化、森林の減少等)との関連 |
| 学習の課題作り   | <湿原へレッツゴー! 自分の湿原スペシヤルを見つけよう ><br>計画の立て方<br>服装、持ち物<br>安全面の注意<br>学習の方法、記録の仕方   | <釧路湿原について調べよう ><br>体験して調べる<br>釧路湿原に詳しい人から情報を得る<br>本やパンフレット、ガイドブックなどで調べる<br>インターネットで調べる                                       | <環境問題を追及するための方法を考えよう ><br>インターネット<br>図書館の専門書・出版物 新聞記事等<br>各種統計資料の活用 各方面の人材の活用<br>湿原に関する公共・民間機関等の訪問、   |
| 課題研究      | <見つけた湿原スペシヤル ><br>まどめ方、表現方法の紹介<br>写真 ビデオ 絵 壁新聞など<br>自分なりの考えをもてるようなアドバイス  | <調べたことをまどめよう ><br>文や絵図にして表す<br>カメラやビデオにして収めまどめる<br>自分なりのまどめ方をする<br>自分なりの考えをまどめる  | <実際に釧路湿原に出かけてみよう ><br>野外学習での記録の仕方 ビデオ デジカメ等<br>調査結果の整理の仕方<br>湿原の保全について目を向けた自分なりの考えがもてるようにする   |
| 表現        | <見つけた湿原スペシヤル ><br>まどめ方、表現方法の紹介<br>写真 ビデオ 絵 壁新聞など<br>自分なりの考えをもてるようなアドバイス  | <調べたことをまどめよう ><br>文や絵図にして表す<br>カメラやビデオにして収めまどめる<br>自分なりのまどめ方をする<br>自分なりの考えをまどめる  | <湿原について調べたことをまどめよう ><br>記録を基にしたまどめ方(レポート、壁新聞等)の工夫<br>まどめを基に交流を深める(グループで、学級内で)<br>交流した内容からわかった学んだことを考察としてまとめる  |
| 発表、交流     | <しまんしゅう釧路湿原のこと ><br>発表、交流の仕方の紹介<br>湿原発表会 壁新聞大会 湿原ブック など<br>友達のことをきいて考えを深めるような吹き出し  | <釧路湿原について話し合おう ><br>まどめたことを発表し、交流する<br>自分の考えを発表し、交流する<br>釧路湿原を元にしたテーマについて話し合う  | <湿原について調べたことをまどめよう ><br>記録を基にしたまどめ方(レポート、壁新聞等)の工夫<br>まどめを基に交流を深める(グループで、学級内で)<br>交流した内容からわかった学んだことを考察としてまとめる  |
| 発信、行動     | <これからも大事な釧路湿原 ><br>活動の中で見られそうな環境問題<br>ゴミの不法投棄 湿原の乾燥化<br>児童ができる環境保全への行動化  | <自分たちができることは ><br>調べたことを元に自分たちができることを考える<br>考えを発信し交流する<br>自分たちができることをやってみる   | <湿原の環境について調べたことを発信しよう ><br>自分たちの調べたことや考えていることを多方面に発信する<br>校内に 地域に 全国に<br>レポートや壁新聞、ポスターを提示、回覧、配布<br>ホームページで<br>チラシ、パンフ等<br>全国で環境教育を実施している学校と連携を取り交流する  |
| 資料        | 協力いただける施設・団体・個人等の連絡先やHP アドレス(共通)   |  |   |

## 2-2. 釧路湿原保全と利用の総合ガイドマップについて

### 1. 目的

釧路湿原に係るガイドマップとして様々なものが作られているが、保全に係る各種規制やガイドラインを網羅的にまとめたものはなく、釧路湿原の保全と利用に関する共通認識の形成を促すことが必要である。

このため、釧路湿原の保全と利用に関する各種情報を分かりやすく、かつソフトに伝える総合的なガイドマップを作成し、湿原利用者をはじめとする関係者への普及啓発を図る。

なお、対象は、一般の来訪者を中心に想定し、イラストや写真を用いてわかりやすい表現とする。また、無償ではなく、大切に使用してもらえよう有償での配布とする。

### 2. 進捗状況とこれまでの経緯

第1回、第2回ワーキンググループの意見を踏まえ、環境省東北道地区自然保護事務所及び作業チームにおいて、ガイドマップと添付する小冊子叩き台を作成し、第3回ワーキンググループにおいて示した。その後、そこで提起された意見を踏まえた改良を行い、第4回ワーキンググループにおいて、記載内容やレイアウト等について概ねの賛同を得た。

|     |             |                   |
|-----|-------------|-------------------|
| 第1回 | 平成14年12月18日 | 趣旨、基本事項の説明、進め方の検討 |
| 第2回 | 平成15年 2月21日 | 基本レイアウト、記載情報の検討   |
| 第3回 | 平成15年 5月28日 | レイアウト、記載情報の掘下げ    |
| 第4回 | 平成15年10月16日 | 素案の提示             |

### 3. 内容

#### (1) ガイドマップ

A1サイズの地図の片面に「規制」、もう一方の面に「利用」についての情報を記載。主な記載内容は以下の表のとおり。

|    |             |                         |
|----|-------------|-------------------------|
| 規制 | 国立公園        | 区域線と色分けによる表示            |
|    | 鳥獣保護区       |                         |
|    | 天然記念物       |                         |
|    | 河川区域        |                         |
| 利用 | 観光ポイント      | 展望台、タンチョウ給餌場、トイレ、駐車場等   |
|    | マナー・誘導      | 車両進入禁止、カヌー利用マナー等        |
|    | ラムサール湿地登録区域 |                         |
|    | 自然再生事業地     | 広里湿原再生、達古武森林再生、茅沼河川再蛇行化 |

#### (2) 小冊子

カラー見開き 27 ページ。「湿原に親しむ、湿原を学ぶ、湿原を守る」という趣旨に

沿って作成。主な記載内容は以下の表のとおり。

|         |                        |
|---------|------------------------|
| マナー     | ゴミの持ち帰り、野生動物への配慮等      |
| 詳細マップ   | 細岡・達古武、塘路・シラルトロ、温根内・北斗 |
| 釧路湿原と人間 | 開拓秘話、アイヌ民話、自然再生について等   |
| 釧路湿原の自然 | 成立ち、植物、動物、湿原の役割        |
| ラムサール条約 | 趣旨、渡り鳥ルート              |
| 連絡先     | 交通機関、主要施設等             |

#### 4．今後のスケジュール

最終的な内容の調整、関係機関等による記載内容の確認を行った上で、今春以降の観光シーズンに利用者の手に戻ることを目標とする。

## 2-3. 釧路川カヌー利用ガイドライン策定

### 2-3-1. 「釧路川カヌー利用ガイドライン」作成について

#### (1) 目的（趣旨）

湿原利用小委員会で実施した釧路川カヌー利用実態調査結果から、釧路川でのカヌー（原動機付船舶を含む）利用によるタンチョウ等の自然環境に与える影響や、カヌー利用時におけるルールの必要性等を踏まえ、「釧路川カヌー利用ガイドライン」を作成する。

#### (2) 検討項目事例

カヌー利用客の安全性について（保険、事故等、安全のために必要な基準）  
カヌー利用の推進について（利用情報提供）  
カヌー利用に伴う自然環境への負荷の低減について（情報提供、必要な施設等整備、調査研究）  
カヌー利用規制の必要性について  
利用者からの負担金について  
行政機関、カヌー利用者の責務について  
カヌー利用者との意見交換の場の設置について

#### (3) ワーキング グループの運営方針

- ・ 運営方針  
開発局が主体（事務局）に、利用小委員会委員、タンチョウの専門家、タスクフォースメンバーで構成  
カヌー利用がタンチョウに及ぼす影響に関して、専門家を交えて議論  
上記意見を踏まえ、WGでガイドライン（素案）を作成  
素案について、カヌー利用者等から意見を聴取（新聞での意見募集掲載、アンケート等）  
各種意見を基に、ガイドラインの案を作成  
利用小委員会で審議し、ガイドラインを策定  
カヌー利用者を集め、ガイドラインの説明会を開催、関係各所へ配布
- ・ 工程  
H14～会の設立、検討方針の決定  
H15～具体的内容を検討し、素案作成  
カヌー利用者等からの意見聴取  
H16～ガイドラインの策定、説明会開催

## 2-3-2. 釧路川カヌー利用についての問題点・課題(整理例)

### 「湿原利用小委員会でのこれまでの意見」

釧路川でのカヌー利用の実態を把握する必要がある。  
カヌー利用による自然環境に与える影響を調査する必要がある。  
カヌー利用によるタンチョウに与える影響を調査する必要がある。  
カヌー業者のルール・マナーの向上のため、関係市町村が共通した規制をつくる必要がある。  
カヌー利用にあたっての必要なルール・マナー等の情報を提示する必要がある。  
流域全体のカヌー利用について議論できる組織づくりが必要である。  
カヌー乗降箇所にゴミの投げ捨て禁止等の看板を設置して利用マナーの向上を図るべきである。  
利用者の自然利用に対する自己責任、自己管理等の意識改革を働きかけることが先決である。

### 「釧路川カヌー利用実態アンケート調査における利用上の問題・課題等」

ジェットスキー、ヨット等が近づいてきて危ない。  
カヌーイストよりもキャンパー、釣り人のマナーが悪い。  
釧路川の利用はカヌーだけでなく、キャンプ、釣り等がある。それらの調査も必要なのではないのか。  
カヌーを行う場合も、右岸には決して立入らない、むやみに上陸しない、川底をかきまわさない、野生動物に近づかない等の厳しい規制をするべきだと考える。  
カヌーの横でジェットスキーを乗られると、大変危険である。看板をたてるとか、危険のないようお願いする。  
夏場消乱する源流出発点、美留和橋、コッタロ、細間は車を止める所が狭く困っている。  
釣人がマスシーズンには平気で右岸に多人数が入り込んでいるのが気になる。  
カヌーシーズンなど陸に上がってからのゴミ、タバコの川へのポイ捨てがある。  
湿原の保護区内への立入りは、カヌーイストよりも釣りの方が圧倒的に多く(9割以上)と思われる。何らかの規制が必要と思う。  
ライフジャケットを着ていない人がいる。  
個人で利用している方の中に沈んだ時、回収出来ないで放置してしまう人が多い。  
混み合う時期に川でポール練習をしたり、狭い駐車場で一人一台の駐車とか、今後話し合いの場が必要だと思う。  
古タイヤ、ペットボトルが岸辺に引掛かっているが、除去について行政とのタイアップが必要だと思う。  
安全性の面から見ても、リバーバトロールのような人がいれば良いのではないかと。

### 「釣り利用実態アンケート調査における利用上の問題・課題等」

【規制、制度、ライセンスについて】  
釧路川及びその支流、湿原など、全てを禁漁にすることが望ましいが、保全作業が優先され、心の束縛があっては本当の自然保護に連携されない。規則より釣り人の優しさ、良心に委ね、知性を高めるほうを先行してほしい。  
制限より開放という方向性の中で、さまざまな問題の解決を図ってほしい。  
キャッチアンドリリースの法的な整備等をすべきで、釣りについては有料でも構わないと思う。そこまでしても、イトウの放流や川の自然保護をするべきだ。  
日本では「禁漁」という法的概念があるが、アメリカでは「禁殺」という法律がある。つまり、魚は釣ってもいいが、決して殺してはいけないというもの。これは大変有効ではないだろうか。  
レギュレーションと規則をしっかりと作り、それを監視する体制を作る。マナーを守れない人は釣りをすべきではない。  
釣り人が国立公園へ立ち入る事のできるライセンス制を導入してほしい。そうすれば、個々の責任を少しでも持つことが出来るのではないかと。

【マナー、モラルについて】  
釣りに行って悲しい事は、ゴミの多いことである。マナーの教育が必要と思われる。マナーを身に付けルールを守りブライドを持った釣り人を育成する機会を設定すべき。釣り人の去ったあととのゴミ。これはひどい。もっと、一人一人が考えて自分のゴミくらは自分で持ち帰る位の事は、釣り人が率先しやすい所にポスターや新聞等の広告で、釣りのマナーも必要だが、もっと目に付きやすい所にポスターや新聞等の広告で、釣りに対するマナーや知識を訴求してもよいのでは。  
免許制や許可制度などの方法を行ってはどうか。釣れるだけ釣るのでなく、自分が食べる分だけ釣るようにする。などの講習を行いマナーの徹底を図る。  
禁漁時期の河川での釣り、ゴミの問題など監視の必要性を感じる。  
キャッチアンドリリースを進んでよりよい体制づくり(禁漁河川を増やすのも一方法)サクラマスの密漁防止策を図る。

利用における共通したルール等の規制(ライセンス制の導入等法的な整備)をつくり、利用者に対して情報提供しなければならないのではないかと。  
利用マナーの向上を図るために、自己責任、自己管理等の意識改革を働きかけるような情報等を提供する必要がありますのではないかと。  
カヌー等利用について議論できる組織の設立が必要ではないかと。  
利用時における安全対策について考える必要があるのではないかと。  
監視人の設置等の監視体制について考える必要があるのではないかと。

## 釧路川カヌー利用ガイドラインを策定

## 2-3-3. 「釧路川カヌー利用ガイドライン」の策定について

釧路川でのカヌー（原動機付船舶を含む）利用によるタンチョウ等の自然環境に与える影響や、カヌー利用時ににおけるルールの必要性等を踏まえ、「釧路川カヌー利用ガイドライン」を作成する。

### ガイドライン策定WGの設立趣旨

釧路川（釧路湿原）におけるタンチョウの生育・生息等へのカヌー利用（原動機付船舶含む）が及ぼす影響や、カヌー利用にあたっての共通認識の確立を図るため、行政、カヌー利用者の責務を明らかにするとともに、行政の行う施策の基となる事項を定め、カヌーの航行に関する規制、自然環境への負荷の少ないカヌーの利用の推進、その他必要な措置を講ずる必要がある。

そこで、釧路川のカヌー利用に伴う自然環境への負荷の低減を図るとともに、釧路川周辺における生活環境の保全に資する等、釧路川におけるカヌー利用の適正化を図ることを目的とした「釧路川カヌー利用ガイドライン」を策定するため、カヌー利用者、自然環境の専門家、関係行政機関で構成するワーキンググループを設立する。

### 賢明な利用の実現化

釧路川及び釧路湿原の自然環境をできる限り健やかのまま次世代に引き継ぐ

釧路川及び釧路湿原の自然環境や周辺に暮らす人々の生活に關してできる限り負荷をかけない

### ガイドライン策定の手順

開発局が主体（事務局）に、利用小委員会委員、タンチョウの専門家、タスクフォースメンバーで構成。

#### 1. 「釧路川カヌー利用ガイドライン策定」WGの設立

岩淵委員、杉沢委員、西川委員、百瀬委員、松本研究員、タスクフォースメンバーで構成  
H14（2回程度）設立、策定までの検討方針をテーマに議論

#### 2. 「カヌー利用がタンチョウに与える影響について」をテーマに議論

カヌー利用アンケート結果、類似調査事例（辺寒部牛川、阿寒川）\ 釧路湿原におけるタンチョウ調査等を基に議論  
H15（1回程度）

#### 3. 上記意見を踏まえ、「釧路川カヌー利用ガイドライン（案）」を作成

H15（4回程度）で検討

#### 4. 案について、カヌー利用者等から意見を聴取

新聞での意見募集掲載（釧路川流域を対象）  
カヌー利用者へのアンケートによる意見聴取（釧路川利用者を対象）  
HPからの意見聴取（流域外を対象）  
H15に実施

#### 5. 各種意見を基に、ガイドライン（修正案）を作成

部会を2回程度開催して策定案を作成  
H15に実施

#### 6. 利用小委員会で審議し、ガイドラインを策定（H16実施）

#### 7. カヌー利用者を集め、ガイドラインの説明会を開催、関係各所へ配布

カヌー利用者への情報提供  
関係機関や観光協会、カヌー利用者等へガイドラインを配布（広く周知）  
H16に実施

### 具体的な検討項目

（ガイドライン構成方針例）

#### 1. 策定の趣旨

目的、策定の背景  
定義（ガイドラインに掲げる用語の定義）  
責務（行政、カヌー利用者）を条文化するか？）

#### 2. カヌー利用者の安全に関する事項

安全のために必要な基準の設置

#### 3. カヌー利用の推進に関する事項

#### 4. カヌー利用に伴う自然環境への負荷の低減に関する事項

広報・啓発  
カヌー利用に関する情報提供、助言、その他必要な事項  
自然環境の負荷の低減のために必要となる施設整備  
調査研究  
カヌー利用監視員の設置（指導及び啓発活動）？

#### 5. カヌー航行に関する規制事項

カヌー航行規制区域・期間  
原動機の使用（騒音・スピード）  
停止命令  
カヌー操船者の遵守事項

#### 6. 利用負担金について

#### 7. カヌー利用者との意見交換の場の設置

会の設置  
会の組織等

## 2-3-4 釧路川カヌー利用ガイドライン策定に必要な整理・検討事項例

### 具体的な検討項目 (ガイドライン構成方針例)

1. 策定の趣旨
  - 目的、策定の背景
  - 定義(ガイドライン掲げる用語の定義)
  - 責務(行政、カヌー利用者) (条例化するか?)
2. カヌー利用者の安全に関する事項
  - 安全のために必要な基準の設置
3. カヌー利用の推進に関する事項
4. カヌー利用に伴う自然環境への負荷の低減に関する事項
  - 広報・啓発
  - カヌー利用に関する情報提供、助言、その他の必要な事項
  - 自然環境の負荷の低減のために必要となる施設整備
  - 調査研究
  - カヌー利用監視員の設置(指導及び啓発活動)?
5. カヌー航行に関する規制事項
  - カヌー航行規制区域・期間
  - 停止命令
  - 原動機の使用(騒音、スピード)
  - カヌー操船者の遵守事項
6. 利用負担金について
7. カヌー利用者との意見交換の場の設置
  - 会の設置
  - 会の組織等

### 整理・検討事項例

釧路川及び釧路湿原に関する関連諸計画における位置づけの整理  
 法規制状況の整理(自然公園法、河川法、文化財保護法、河川巡視規定等)  
 釧路川及び釧路湿原への要望整理(流域、湿原・カヌーアンケート結果)  
 釧路川カヌー利用の問題点等(メリット、デメリット)の整理(利用委員会の意見、流域、湿原、カヌー  
 一等各種アンケート結果、新聞記事等)  
 釧路川及び釧路湿原の利用状況の整理(施設、入込み数等)  
 ルール等の概念図作成(具体的な規制場所と規制内容の具現化)

カヌー等船舶乗船時における安全対策についての事例整理  
 釧路川のカヌー営業者の安全対策についての整理(カヌーアンケートを基に、追跡調査)

カヌーアンケート結果や既存資料を基に、カヌー利用情報の提供内容(利用箇所、期間、利便施  
 設の位置等)について検討

カヌールールガイドラインの広報・啓発手法の検討(利用者への情報提供手段、安全教育等を  
 含む)  
 カヌー利用がタッチヨウ等と与える影響についての調査  
 レジャー利用形態別の自然への影響度調査  
 利用が自然に与える影響についての調査(研究体制の方針検討)  
 河川巡視員等の監視員の事例整理(根拠、巡視事項、内容、委嘱等)  
 カヌー利用監視員の設置方針の検討

釧路川で使用されている船舶の種類内容の整理(カヌーアンケート結果を基に、種別、概要、駆  
 動方式、使用エンジン、形態等の整理)  
 エンジンの種類と特性の整理  
 タッチヨウ生息状況とカヌー利用状況のオーバーレイ化した検討図作成(生息箇所・時期・個体数、  
 カヌー利用区間・時期・利便数等)

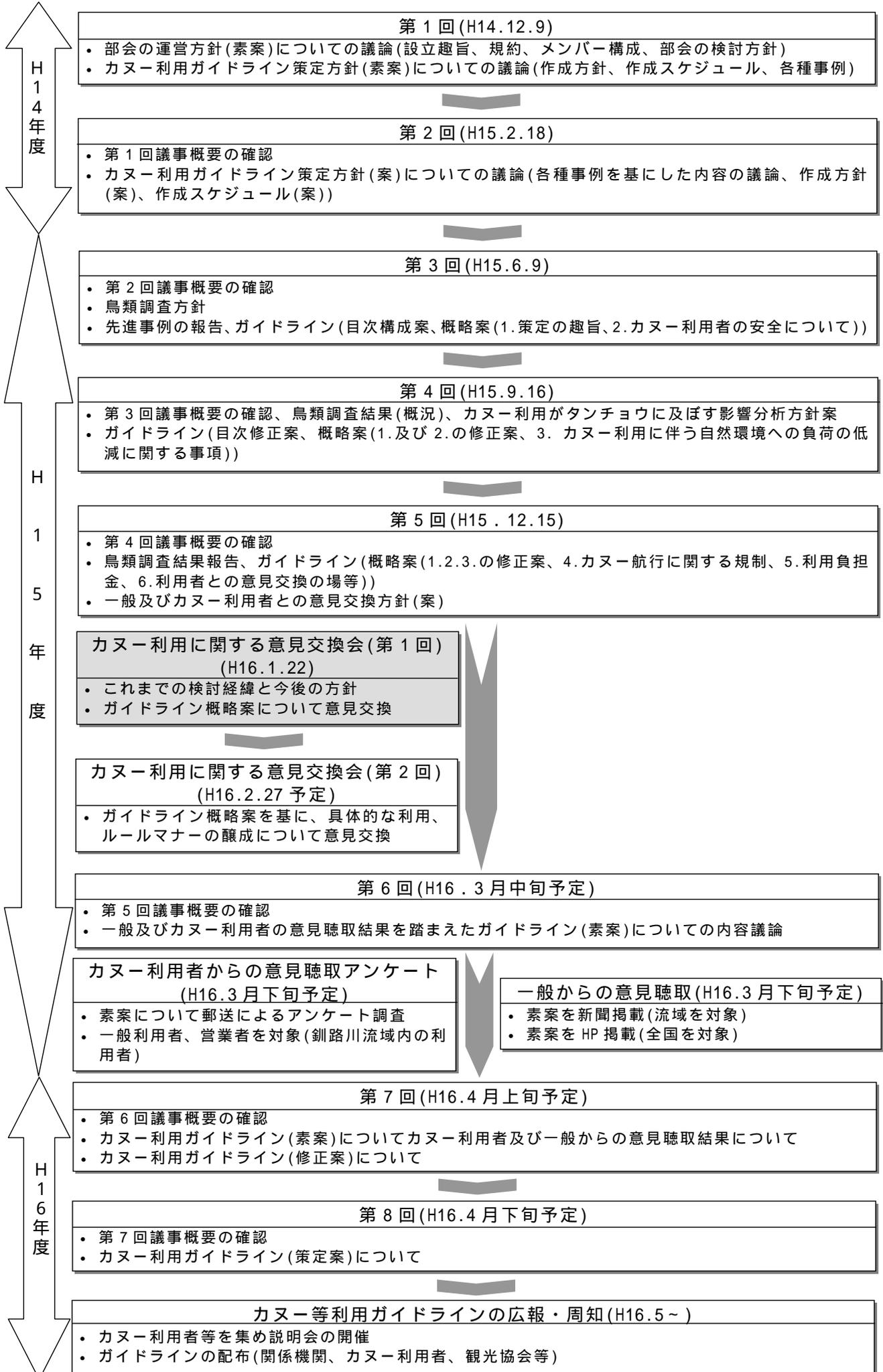
現状における税金(道税・普通税、目的税、目的税、ブレジャーボート等の課税等)と周辺施設の使用料  
 の整理(住居、根拠、現状、罰則等)  
 利用負担金を設定する場合の検討(根拠、手続き、留意点等)

意見交換の場の基本的な考え方の検討(設立趣旨、会の権限と実効性の担保、開催方法、会  
 に参加する者の特定方法、会の参加者の義務等)

## 2-3-5. 釧路川カヌー利用ガイドライン策定における各種条例・ルール等事例の策定構成(巻末参考資料参照)

| 北海道アウトドア活動振興条例  | 北海道フィッシングルール2002   | 別寒辺牛川カヌー下りライセンス  | タンチョウ保護のための阿寒川・舌辛川の利用ガイドライン   | 滋賀県琵琶湖レジャー利用の適正化に関する条例要綱  | 釧路川カヌー利用ガイドライン(構成事例)  |
|---|--|--|---|---|---|
| <p>第1条 目的</p> <p>第2条 定義</p> <p>第3条 基本理念</p> <p>第4条 道の責務</p> <p>第5条 ガイド及び事業者の役割</p> <p>第6条 道の振興推進計画の策定</p> <p>第7条 道民の理解の促進</p> <p>第8条 アウトドアガイドの育成</p> <p>第9条 アウトドア事業者の育成</p> <p>第10条 アウトドア活動を行う者等に対する普及啓発等</p> <p>第11条 環境の整備</p> <p>第12条 推進体制の整備</p> <p>第13条 財政上の措置</p> <p>第14条 附則</p> | <p>1. 遊魚に関するルール<br/>海面<br/>内水面</p> <p>2. 気をつけたいマナー<br/>共通のマナー<br/>釣りのマナー<br/>プレジャーボート、遊漁船のマナー</p> <p>水上バイクのマナー</p> <p>ダイバーのマナー</p> <p>3. 海洋性レクリエーションと漁業の調和<br/>釣り団体に加入しよう<br/>資源の増大に向けた<br/>漁業者の取り組み<br/>漁場利用規定<br/>北海道遊魚指針</p> <p>4. サケ・マス釣りに関するあれこれ<br/>内水面(増殖、調査)<br/>海面(河口付近の規則、ライセンス海域)</p> <p>5. 遊漁船を利用する場合は船長の義務<br/>守るべき船内でのマナー(船長の指示事項の例)</p> | <p>1. カヌーの乗り入れを制限(主旨)</p> <p>2. カヌー施設利用上の注意<br/>カヌー施設の開放期間<br/>ライセンスの交付<br/>段階的カヌー総量規制<br/>その他カヌーマナーの啓蒙事項</p> <p>3. その他のアウトドアスポーツ愛好者の方々へ</p> | <p>1 概要</p> <p>2 制限区間・期間設定理由</p> <p>3 ガイドライン<br/>カヌー・ラフティング等への開放区間、時期、時間帯(阿寒川・舌辛川)<br/>利用制限の強化<br/>利用の事前協議<br/>その他<br/>(含、マナーの啓発事項)</p> | <p>前文</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 定義</p> <p>第3条 道の責務</p> <p>第4条 レジャー利用者の責務</p> <p>第5条 関係事業者の責務</p> <p>第2章 レジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策</p> <p>第6条 基本計画の策定</p> <p>第7条 広報・啓発等</p> <p>第8条 県民等の活動の促進</p> <p>第9条 公共的施設の整備</p> <p>第10条 調査研究</p> <p>第11条 琵琶湖レジャー利用監視員の配置</p> <p>第3章 プレジャーボートの航行に関する規制等</p> <p>第12条 プレジャーボートの航行を規制する水域</p> <p>第13条 プレジャーボートの航行の禁止</p> <p>第14条 停止命令</p> <p>第15条 2サイクルの原動機の使用禁止</p> <p>第16条 改造を加えたプレジャーボートの航行の禁止</p> <p>第17条 プレジャーボートの操船者等の遵守事項</p> <p>第4章 外来魚の再放流の禁止等</p> <p>第18条 外来魚の再放流の禁止</p> <p>第19条 水鳥の生息地への配慮</p> <p>第5章 環境配慮製品の開発および普及</p> <p>第20条 環境配慮製品の開発等</p> <p>第21条 環境配慮製品の使用</p> <p>第22条 環境配慮製品の使用の促進</p> <p>第6章 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会</p> <p>第23条 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会の設置</p> <p>第24条 審議会の組織等</p> <p>第7章 雑則</p> <p>第25条 規則への委任</p> <p>第26条 罰則</p> <p>施行期日</p> | <p>1. 策定の趣旨<br/>目的、策定の背景<br/>定義(ガイドラインに掲げる用語の定義)<br/>責務(行政、カヌー利用者)(条例化するか?)</p> <p>2. カヌー利用者の安全に関する事項<br/>安全のために必要な基準の設置</p> <p>3. カヌー利用の推進に関する事項</p> <p>4. カヌー利用に伴う自然環境への負荷の低減に関する事項<br/>広報・啓発<br/>カヌー利用に関する情報提供、助言、その他必要な事項<br/>自然環境の負荷の低減のために必要となる施設整備調査研究</p> <p>5. カヌー航行に関する規制事項<br/>カヌー利用監視員の設置(指導及び啓発活動)?<br/>カヌー航行規制区域・期間<br/>停止命令<br/>原動機の使用(騒音、スピード)<br/>カヌー操船者の遵守事項</p> <p>6. 利用負担金について</p> <p>7. カヌー利用者との意見交換の場の設置<br/>会の設置<br/>会の組織等</p> |

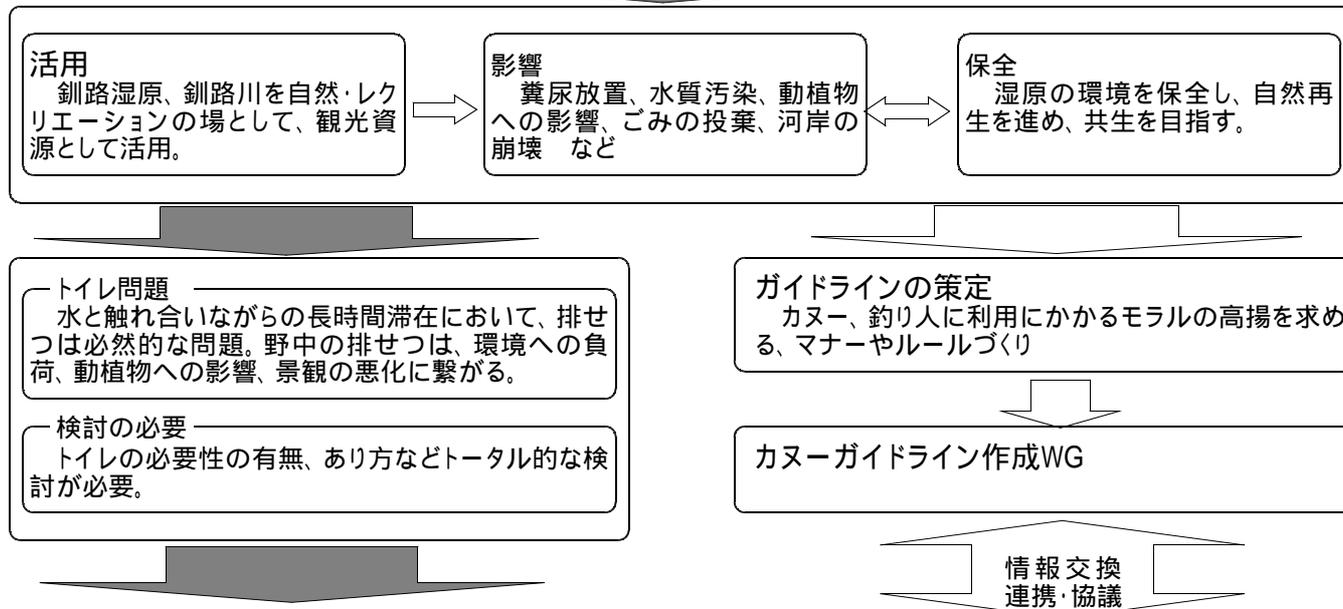
## 2-3-6. これまでの検討経緯と今後の方針



## 2-4.釧路川におけるトイレのあり方検討会について

### カヌーのメッカ釧路川

釧路湿原の大自然の中を滔々と流れ、幾つもの湖沼を抱え特有の野生動植物にも出会うことのできる釧路川は、カヌーボートの整備も進められ全国有数のカヌーのメッカとして、愛好家の垂涎の的となっており、年間12,000人もの利用がある。  
また、フライヤルアーをはじめとする釣り人の入り込みも相当あるものと推測されている。



### 釧路川におけるトイレのあり方検討会

**調査** 既存トイレの設置状況  
カヌー客の入り込み、動向  
トイレの可能性  
(浄化方法、維持費、制度等)  
携帯トイレの可能性  
山岳トイレについての検証

**検討** 既存トイレの有効活用  
トイレ設置の可能性  
携帯トイレの可能性  
入り込み規制 など

検討結果については、択一的な考えを避け、選択の余地を十分考慮する。

#### 構成員

釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、環境省東北海道地区自然保護事務所、国土交通省釧路開発建設部、  
(財)北海道河川防災研究センター、北海道釧路支庁(事務局)

#### これまでの経過

平成15年3月26日 第1回検討会開催  
・趣旨等について  
・進め方について

平成15年5～6月 現在設置されているトイレに係る実態調査 結果取りまとめ  
・流域関係機関へのアンケート調査

平成15年8～9月 釧路川でのカヌー利用におけるトイレのあり方調査 結果取りまとめ  
・カヌー事業者・愛好家団体へのアンケート調査  
・カヌー利用者への聞き取り調査

(平成15年11月15日 釧路湿原自然再生協議会発足)

#### 今後の予定

平成16年春～夏 「釧路川における今後のトイレのあり方」素案作成・検討

平成16年秋 一般に対して幅広く意見聴取

平成16年冬 修正・検討

平成17年春 「釧路川における今後のトイレのあり方」を小委員会に報告(途中経過についても随時小委員会に報告)



# 進 捗 状 況 項 目 一 覧

| 項目   |    | 実 施 内 容                  |
|--|----|--------------------------|
| イ<br>ベ<br>ン<br>ト<br>・<br>会<br>議                | 1  | 釧路湿原自然再生大会の実施            |
|  | 2  | 自然再生協議会の設立・開催            |
|  | 3  | 環境教育フェア2004(2/21実施予定)    |
|  | 4  | 全国高校生環境サミット(標茶高校)        |
|  | 5  | 各種行事(VC、EMC、市町村等主催の観察会等) |
|  | 6  | 釧路湿原21世紀の道ウォーキング         |
|  | 7  | ミニシンポジウム(標茶町、鶴居村)        |
|  | 8  |                          |
|  | 9  |                          |
| 関<br>係<br>団<br>体<br>に<br>よ<br>る<br>諸<br>活<br>動 | 10 | 釧路湿原国立公園ボランティアレンジャーの会    |
|  | 11 | 釧路湿原川レンジャー               |
|  | 12 | 子どもパークレンジャー              |
|  | 13 |                          |
|  | 14 |                          |
| 情<br>報<br>発<br>信                               | 15 | ガイドマップの作成                |
|  | 16 | 環境教育 学習資料の作成             |
|  | 17 | カヌーガイドラインの作成             |
|  | 18 | パンフレットの作成(釧路方式パンフ ほか)    |
|  | 19 | ニュースレター                  |
|  | 20 | HPの開設                    |
|  | 21 | 国立公園案内(タッチパネルの設置)        |
|  | 22 |                          |
|  | 23 |                          |
| 自<br>然<br>再<br>生<br>へ<br>の<br>取<br>り<br>組<br>み | 24 | 森林再生(達古武、トラストサルン釧路)      |
|  | 25 | 水質浄化実験(標茶高校とカムイエンジニアリング) |
|  | 26 |                          |
|  | 27 |                          |
| そ<br>の<br>他                                    | 28 | JICA研修(KIWC)             |
|  | 29 | 修学旅行(釧路湿原やちの会)           |
|  | 30 |                          |
|  | 31 |                          |